

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 27 年 7 月 16 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(外国投資信託証券の要件)</p> <p>第 3 条 規則第 12 条第 1 項第 <u>5</u> 号及び第 22 条第 1 項第 1 号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1)次に掲げる要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること</p> <p>イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること</p> <p>ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること</p> <p>ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はこれに準ずる機関が存在していること</p> <p>ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金及び果実等について送受金が可能であること</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p><b>附 則</b> <u>この改正は、平成 27 年 7 月 16 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(外国投資信託証券の要件)</p> <p>第 3 条 規則第 12 条第 1 項第 <u>4</u> 号及び第 22 条第 1 項第 1 号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1)次に掲げる要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること</p> <p>イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること</p> <p>ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること</p> <p>ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はこれに準ずる機関が存在していること</p> <p>ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金及び果実等について送受金が可能であること</p> <p>(2) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>